

平成27年6月定例会

請願・陳情文書表

鳥取県議会

目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	7
福祉生活病院常任委員会.....	1 9
地域振興県土警察常任委員会.....	2 3

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 27年－ 8 (27. 2. 23)	未 づ 来 づ く り 推 進	「県民の声」の原則全部公開等について	倉吉市 個人	
総 27年－ 10 (27. 3. 17)	総 務	NHK受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書の提出について	倉吉市 個人	
総 27年－ 12 (27. 6. 4)	教 育	県立高等学校の数の維持と学級定員の引下げを求めることについて	鳥取県高等学校教職員組合 外	
総 27年－ 13 (27. 6. 4)	教 育	公正で公平な教科書採択制度を求めることについて	鳥取県教職員組合 外	
総 27年－ 14 (27. 6. 4)	教 育	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について	鳥取県教職員組合 外	
総 27年－ 16 (27. 6. 4)	総 務	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	鳥取県職員連合労働組合 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 27年ー 11 (27. 5. 15)	生活環境	パチンコ遊技場の建設反対について	修立地区自治連合会	
福 27年ー 17 (27. 6. 5)	福祉保健	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出 について	鳥取県保険医協会	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 27年－ 9 (27. 3. 11)	県土整備	県道倉吉停車場線・倉吉青谷線及び県道鳥取鹿野倉吉線の改良について	倉吉市 個人	
地 27年－ 15 (27. 6. 4)	地域振興	憲法第9条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め「安全保障関連法案」に反対する意見書の提出について	倉吉市 個人	
地 27年－ 18 (27. 6. 5)	地域振興	集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」の今国会での成立に反対する意見書の提出について	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
27年－8 (27.2.23)	未 来 づ く 推 進	「県民の声」の原則全部公開等について ▶陳情の理由 (イ) 現状、県民課の受け付けた県民の皆様からの「県民の声」については、各所属に振り分け、「回答が必要」と判断されたものについては、声のあったときから1週間以内を目途に県民の皆様へ回答することとしている。また、その内容については、「公表が必要」と判断されたものについては、原則15日経過後に県ホームページで公表され、続けて本庁・各総合事務所への掲示などにより公表されることになる（県民課HP記載などより）。 しかしながら、すべての「県民の声」について回答・公表されるわけではなく、場合によっては、建設的な県政に対する提案や批判が、現行制度上、公表されず県民の皆様に見えないままにされてしまう危険性がある。回答・公表の基準が明確にされていない点に問題がある。 県民課に対しては、意見・照会・要望など、種々雑多な「県民の声」が寄せられるはずである。もしかしたら、「いたずら」「公序良俗違反」「不当要求」に該当するもので、公表することがふさわしくないものもあるかもしれない。もちろん、これらのものは回答・公表する必要はないし、本人が公表を希望しないものも同様である。 しかしながら、これらに該当しないものも公表しないことは問題であり、この公表の是非を、県民課の職員のみで決めている現状は問題がある。については、上記に該当しない「県民の声」は、原則すべて公表することを求めたい。 (ロ) 前項に関連して、仮に明確な「いたずら」など、公表や回答をしないと判断されたものについても、後日第三者的なチェック機関に回付し、県民課の（非公開・不回答の）振り分けや処理が適切だったか否かを検証する制度の新設をお願い	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		いしたい。これは、「開かれた県政」の更なる推進につながるものだと考える。 ▶陳情の要旨 (イ)「県民の声」について、その内容をインターネットなどで原則公表することを求める。 (ロ) 県民課において公表しないとされたものについて、後日、これを第三者的なチェック機関において検証し、公表の可否を再度検討する体制の整備を求める。		
27 年－ 10 (27. 3.17)	総 務	NHK受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書の提出について ▶陳情の理由 NHKの舩井勝人会長は3月5日、衆議院総務委員会での答弁で、「(受信料の支払いを)義務化できれば素晴らしい」と述べた。舩井会長は、維新の党の高井崇志議員に義務化について考えを問われ、「(現在は対象世帯の)24 %が払っておらず、公平になっていない。(未払いの)罰則もない。(支払い義務を)法律で定めていただければありがたい」と述べた。 また、この考えに関連して日本経済新聞も、「総務省はNHKの受信料制度の見直しに着手する。NHKのインターネットサービスの拡大を踏まえてテレビのない世帯からも料金を徴収する検討を始める。パソコンなどネット端末を持つ世帯に納付義務を課す案のほか、テレビの有無にかかわらず全世帯から取る案も浮上している。」と報じている。(2月26日付) 2015 年中を目途に大学教授らをメンバーとする有識者会議を立ち上げ、検討結果を総務省の有識者会議に報告。早ければ17 年の通常国会に放送法の改正案を提出し、18 年にも施行される可能性があるという。 現状、放送法(以下、単に「法」という。)では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない(法 64 条)」	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

		と定め、NHKを受信できるテレビ等を設置した者に対し、契約の締結を義務付けている。しかし、受信料を支払う義務については、法に定めはなく、NHKの受信規約で定められている。 このたびの改正では、この支払い義務を、法に直接書いてしまおうとするものである。しかし、このNHK受信料の支払い義務化規定および現行の法制度は、次のとおり問題がある。 (a) 法第 64 条の受信契約義務規定は違憲の疑いあり まず、そもそも、現行法の契約義務規定自体が、違憲の疑いがあるという事である。テレビを設置したら、民放しか見ない（見たくない）者にも強制的に契約締結義務が（ひいては、受信料支払い義務も）あるとするならば、その者は、NHKの放送が自らの思想に反する場合も、これに対して契約・金銭の出捐を強いられ、憲法第 19 条の思想・良心の自由を侵害される事になるおそれがあるからである。これまでは、法に契約義務はあっても支払い義務までは明記されていなかったもので、事実上、NHKの放送が自らの思想・良心の自由に反すると考える者にとって、これが支払い拒否の理由付けになっていたが、法制化によって、本格的に、思想・良心の自由への不当な制約に拍車がかかることになる。しかも、罰則まで付け、いわゆる行政刑法化するものであるというから、なおさら問題である。 (b) 私的自治の原則ほかに反するおそれ 憲法は、国民に納税の義務、勤労の義務、子どもに普通教育を受けさせる義務についてのみ課し、その他の義務は課していない。しかしながら、これ以上の義務を国民に与えることは違法であり、契約の有無やその相手、内容は私人が自由に決められるという、近代法の大原則である「私的自治の原則」にも反する。なお、現状、NHKは、受信料の法的性質について「NHKの維持運営のための特殊な負担金」として、番組受信のための対価ではないとしている。特別の給付（放送の受信）に対する反対給付としてではなく、対価性のない金銭の徴収というのは、まさに租税なのであるが、NHKは現在の受信料を租税でもないとする。課税権・徴税権を持つ自治体や国以外の者（特		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		殊法人) が、税に類するものを徴収している現実、疑問視されなければならない。 なお、NHKは対価性がないと主張するが、その料金形態は、地上契約や衛星契約といったものに分かれ、応益性・対価性を意識した、段階的な料金形態となっている。これこそが、放送の対価性を裏付けるものである。対価性があるならば、見たくない者、見ない者から徴収するのはおかしいのであって、いわゆるスクランブル化によって、(緊急時放送など重要な放送以外の) 娯楽放送などは見たい者からのみ徴収するなどすべきであり、それを怠っているNHKの不作為は、非難されるべきである。 (c) 携帯電話やカーナビ保持者は契約対象か否か 法第 64 条は、NHKの放送を受信できる受信設備を「設置」した者に対し、同社と契約を締結すべき旨を定める。設置とは、「備え置く」という事を考えると、大きなテレビを「据え付ける」と解するのが自然な解釈である。しかし、NHKは、「(持ち運んで利用する) 携帯のワンセグテレビも対象」とか、「カーナビに付いているテレビも対象」と主張している。同社の放送受信規約の「携帯用受信機」や「自動車用受信機」に該当するからという理由である。しかし、放送法上の「受信設備」「設置」(機械などを備えつけること) に該当するかという点には疑問が残り、「上位法は下位法に優先する」という原則によれば、契約対象から外して考えるべきである。思うに、法制定当時想定されなかったテレビ付携帯が重要な地位を占めるようになり、受信料を広く徴収するために、下位規範である受信規約で無理矢理契約の対象としたため、このような齟齬が生じたのだろう。また、そもそも、「放送」の受信を目的としない受信設備は契約の対象外(法第 64 条但書)であることから、携帯の主機能(電話やメール)しか使わない者にとって、受信規約で契約や支払いを強いられる事は問題がある。現状、ほとんどの携帯にテレビ機能は付けられており、NHKの支払いを拒みたい者は、これの無い携帯を選択せねばならず、消費者の選択権を不当に侵害するものである。	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

		(d) 最近のNHK会長の言動について 2014 年、領土問題に関する報道機関の問いに対し「明確に日本の立場を主張するのは当然のこと。政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない。」と発言したり、慰安婦問題について、「そのときの現実としてあったこと。会長の職はさておき、韓国は日本だけが強制連行をしたみたいなのを言うからややこしい。」「韓国だけにあったと思っているのか。戦争地域にはどこでもあったと思っている。ドイツやフランスにはなかったと言えるのか。ヨーロッパはどこでもあった。」などと、あたかも当時の行為を肯定するかのように述べ、報道の不偏不党の観点からして、また、会長としての適格性すら疑わせる発言を乱発している。 また、最近では、会長が私的にゴルフに出かけた際、ハイヤーを利用し、その代金がNHKに請求されていたことが内部告発でわかった。 このような訳の分からないことに、国民の皆さんの受信料が使われていると思うと、視聴者たる国民の皆さんからすれば、「払いたくない」「納得できない」などと考えて当然である。これから、パソコンの保有者や全国民から税金で広く受信料が徴収され、そのお金でゴルフに言ってひとり楽しまれては、たまったものではない。 ついては、①「受信料の徴収義務法制化」に反対し、②放送をスクランブル化して真にNHKの放送を見たい者からのみ料金を徴収し、また、③公共放送として不偏不党な放送をし、国民の目線に立った経営をなされるべきことについて、意見書を提出されることを求める。 ▶陳情の要旨 NHK受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書を提出すること。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

27 年－ 12 (27. 6. 4)	教 育	県立高等学校の数の維持と学級定員の引下げを求めることについて ▶陳情趣旨 鳥取県教育委員会は、「多様化している生徒一人ひとりの個性を大切にするための多様な教科・科目の設置、選択幅のあるより柔軟な教育の推進」「生徒減を踏まえた学校のあり方への再編」のためとして、1998（平成 10）年高校教育改革基本計画を決定し、2004（平成 16）年までに 6 校の学校削減を含む大規模な高校改革を実施してきた。 2009（平成 21）年には、「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について（第二次答申）」が出され、「県全体の活力や地域的なバランス、また、時代や社会の変化に対応するための資質や人材を育成する観点から、学校数および配置は、現状を維持」することとなり、以降は学級減が継続して行われ、2012（平成 24）年までに 19 学級が減少した。 2018（平成 30）年の生徒数 5,240 名に対して、2025（平成 37）年の生徒数は 4,902 名となり、338 名の生徒減少が見込まれる中、2014（平成 26）年 9 月に「次代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について〔平成 31 年度～平成 37 年度〕（第三次答申）」が鳥取県教育審議会から出され、鳥取県教育委員会は 2015（平成 27）年 10 月には「今後の県立学校のあり方に関する基本方針（平成 31 年度～平成 37 年度）」を策定しようとしている。 「第三次答申」において、「学校が小規模になることは、生徒同士、あるいは生徒と教職員の相互理解が深まったり、生徒一人一人の活躍の機会が増加したりするなど、教職員にとっては個に応じたきめ細やかな指導が可能となり、生徒にとっては豊かな人間性を養う上で大きな効果がある」と述べられているように、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するために、生徒減少期の今こそ、現行の高校数を減らすことなく、少人数学級を実現することが求められている。	鳥取県高等学校教職員組合 鳥取県教職員組合	
------------------------	-----	--	-------------------------------------	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		鳥取県では、小学校1・2年生においては30人以下、中学校1年生においては33人以下を学級編成の標準と定め、県の独自措置としての少人数学級制をすでに実施している。この少人数学級に関して県教育委員会小中学校課が行った教職員・保護者への調査結果（「少人数学級の教育効果等に関するアンケート調査結果」）を見ると、積極的・肯定的な回答が多いことがわかる。一例を挙げると、「33人学級は学習面における指導の効果があるか」という問いに対して小学校教員の96.9%が「そう思う」と回答しており、効果がある理由として9割が「子どもの学習状況の適切な把握ができる」と回答している。このような県独自の条件整備が高校においても必要であり、今こそ、実施に移す時期と言える。 さらに、中山間地等に存在する学校について「第三次答申」は、「中山間地の学校については、自然に恵まれた学習環境や小規模であることのメリットを生かし、生徒、保護者等のニーズに応える学校づくりを明確にして、創意工夫を生かした魅力や特色ある教育活動に取り組むことが必要である。また、すでに授業や学校行事において地域の支援を得ながら魅力化や特色づくりの取組を進めている学校もあり、今後このような取組をより一層推進していくに当たって必要となる支援や体制整備などについても、十分に検討していく必要がある」と中山間地等の学校への特別な対応の必要性を述べている。具体的には、中山間地等に存在する高等学校の学級定員を他地域よりさらに少なくするなど特別な手だてをほどこし、地域に高校を残して生徒の学習権保障をしていかなければならない。 子どもたちに豊かな教育を保障していくため、以下のことを陳情する。 ▶陳情項目 1. 現行の県立高等学校数を維持し、これ以上の再編は行わないこと。 2. 県内すべての県立高等学校の学級定員を35人に引き下げて、一人ひとりを大切にした教育を展開すること。	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		3. 中山間地等の高等学校については、さらなる財政的配慮を行い、地域に学校を残すこと。 ・学級定員を30人に引き下げること。 ・定数法に縛られず、教職員の加配措置を行うこと。 ・地域資源を生かした教育活動を展開するために、施設設備の拡充を行うこと。		
27年－13 (27. 6. 4)	教 育	公正で公平な教科書採択制度を求めることについて ▶陳情理由 教科書は、授業における主たる教材であり、授業者・児童生徒にとって大きな位置を占めるものである。これから21世紀の国際社会で生きていく子どもたちにとって、歴史を正しく認識することは大変重要なことであり、そのためにも憲法・教育基本法・子どもの権利条約の理念を尊重したよりよい教科書の採択が望まれる。また、教科書採択は、子どもたちの教育に直接関わっている教職員が主たる教材の調査研究に積極的に関わる責任があると考え。そのためには、子ども・教職員・保護者の意見が反映される透明・公正な採択制度、情報公開の推進が必要であると考え。 教科書会社やマスコミ、また一部の団体などによって過当な競争や圧力が加えられたり、法律が禁じている物品の提供や他社の教科書に対する誹謗・中傷などが行われたりすることがあってはならない。 現場の教職員及び保護者の意見を十分受け止め、開かれた採択への一層の推進を求め、陳情する。 ▶陳情事項 2016年度から使用される中学校教科書の採択にあたり、以下の4点にもとづいた採択が行われるよう県議会として教育委員会に働きかけていただきたい。 1. 教科書の採択にあたっては、子どもたちの教育に直接関わっている教職員による教科書の調査研究の充実、及び保護者が	鳥取県教職員組合 鳥取県高等学校教職員組合	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		教科用図書の展示会に参加し十分な研究・検討ができる諸条件を整備すること。 2. 「選定資料」の作成にあたっては、「鳥取県人権教育基本方針」を踏まえ、人権問題や国際理解・国際協調の視点を重視すること。 3. 教科書の採択にむけて、事業者や団体による過度な宣伝や他社への誹謗・中傷、また利益誘導などが行われないよう、厳正な処置を行うこと。 4. 教科書採択の過程がわかるよう、教科用図書選定委員会の議事録の公開など情報開示を積極的にすすめること。		
27年－14 (27. 6. 4)	教 育	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨・理由 日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。 いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をすべきである。 三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えている。子どもたちが全国ど	鳥取県教職員組合 鳥取県高等学校教職員組合	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		ここに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2016 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を陳情する。 ▶陳情事項 以下の 2 点について、国に対して意見書を提出されたい。 1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。		
27 年－ 16 (27. 6. 4)	教 育	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。 しかし、経済財政諮問会議においては、2020 年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。 本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。 2016 年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生	鳥取県職員連合労働組合	自治労鳥取県本部

総務教育常任委員会・陳情

		活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に次の通り対策を求めるための意見書を提出されるよう陳情する。 ▶陳情事項 1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。とくに、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源の現行水準の維持・確保を明確にすること。 2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。 3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の 2016 年度以降も継続すること。また、2015 年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。 4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように、対応をはかること。 5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
27 年－ 11 (27. 5. 15)	生活環境	パチンコ遊技場の建設反対について ▶陳情の理由 吉方温泉四丁目 603 番地にあったトスク吉方店の跡地は、土地の所有者鳥取いなば農業協同組合と、株式会社玉東観光により、4 階建て大型パチンコ遊技場への建設計画が進められているが、教育環境、交通環境、住宅環境の悪化は免れないことから、地域住民と関係市民はその計画を受け入れる事ができない。 1) 教育環境の悪化 先人が築かれたこの教文の地には保育園、幼稚園、修立小学校、東中学校、東高等学校他多くの教育施設がある。パチンコ遊技場による周辺風紀の悪化と、今、社会問題視されるギャンブル依存症の誘因となることは必至である。 2) 交通環境の悪化 市内の交通渋滞ワースト箇所には上げられる主要道路と交差点は更なる交通渋滞を生むと共に、交通弱者である通学児童生徒とお年寄りへのリスクが増大する。 3) 住宅環境の悪化 遊技場への来場者の交通手段の大半は車であり、トスク時代の排気ガスレベルではない。又、23 時までの営業による、騒音と光害は住居環境に大きな悪影響を及ぼす。更に建物の規模は 20 m に及ぶ中高層階であり、近隣住宅への日陰の影響も生じる。 4) 望まれる施設例 市内には産業分野の皆が望むコンベンションセンターがない。又、生涯教育の為の文化・体育の振興に役立つ教室やジムなども不足している。地域と共生し、真のコンパクトシティ創りに必要な施設等の誘導を望む。	修立地区自治連合会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情の趣旨 2,504名の署名簿の複製を添えて次の事項について陳情する。 ・吉方トスク跡地への大型パチンコ遊技場建設の計画を中止させること。 ・健全なコンパクトシティー創りへの適切な都市計画の誘導を行うこと。		
27年－17 (27.6.5)	福祉保健	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について ▶陳情理由 歯や口腔を健康な状態に保ち、咬合、咀嚼ならびに嚥下等の顎口腔機能を維持・回復することは、全身の健康の増進や療養・介護のQOL（生活の質）を向上させるとともに、医療費の抑制にも役立つことが様々な研究で明らかになってきている。 平成23年歯科疾患実態調査において「8020」が過去最高の38.3%に達したという好ましい結果がある一方で、今日の格差社会の中では、経済的理由による歯科受診困難、治療の中断・中止による「口腔崩壊」という深刻な事態が広がり、国民皆保険制度のわが国で、歯科保険医療を国民が等しく享受することができない状態が進行している。 また、歯科医療の内容を左右する診療報酬は、長年低く抑え続けられているのが実情である。歯科医療技術の進歩や保健医療・超高齢社会における歯科の位置づけの重要性を踏まえ、診療報酬の面からも適正な技術評価を行うことが求められる。 医療費の窓口負担割合の軽減と歯科の保険給付範囲の拡大は、患者・国民の強い願いである。 さらに、2011年に成立した「歯科口腔保健法」を実効あるものとするために、国及び自治体において、総合的・具体的な歯科口腔保健の推進が期待されるところである。 ▶陳情事項 以上の趣旨から、次の内容の「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」を採択され、地方自治法第99条の規定に基づき、国及び政府に提出されるよう強く要望する。	鳥取県保険医協会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		1. 患者の窓口負担の割合を軽減すること。 2. 良質な歯科医療が行えるよう診療報酬制度をさらに改善すること。 3. 安全で普及している歯科医療技術・材料を保険適用にすること。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
27年－9 (27.3.11)	県土整備	県道倉吉停車場線・倉吉青谷線及び県道鳥取鹿野倉吉線の改良について ▶陳情の理由 (イ) 県道倉吉停車場線・倉吉青谷線 この道路は、倉吉駅から中部総合事務所方面に向かう県道である。片側2車線の道路の割に幅員が狭く、対向車や追い越し車線を走る車との間隔の狭さに危ないと思うことがある。 この道路の沿線には、もうすぐスーパーマーケットのMARUIができる。もともとバス路線で、バスが停車すると追い越し車線に移動する車が多く、渋滞・混雑時には危ないと思っていたが、このたびの開店で、今度は店への出入りの車も多くなることが予想される。「細い道」「バスの停車」「店への出入り」で危ないと思うので、道路の改良・拡幅をお願いしたい。 また、八屋のポプラ付近のカーブは急で、ここでは死亡事故も起きている。何とかしてこの危険な道を改良できないか。カーブの緩和をお願いしたい。 (ロ) 県道鳥取鹿野倉吉線 この道路は、倉吉消防署付近（倉吉市東巖城町・中部総合事務所先交差点）から三朝に向かうときに通る道である。歩道のアップダウンがあってガタガタのため、自転車の中学生、高齢者などが、夜間にライトを付けずに車道を走っていて危ないと思うことがある。自転車が安全に通行できるよう、道が整備できないか。また、三朝ロイヤルホテル付近のカーブも急で危ないので、その緩和をお願いしたい。 (付) ロに関連し、この道路は街路灯が少なく照度が少ないため、歩行者や自転車にとって、夜間はとくに安全な往来に支障があると感じている。対向車のライトがまぶしくて、前が見えなくなってしまうこともある。 ついては、街路灯を増やしてあげてほしい。中学生たちが安全に移動できるのは大切なことである。	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		▶陳情事項 (イ) 県道倉吉停車場線・倉吉青谷線の幅員増及びカーブの緩和をお願いしたい。 (ロ) 県道鳥取鹿野倉吉線の歩道改良及びカーブの緩和をお願いしたい。		
27 年－ 15 (27. 6. 4)	地域振興	憲法第 9 条を反故にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求め「安全保障関連法案」に反対する意見書の提出について ▶陳情の理由 第 1 本閣議決定の違憲性 安倍内閣は、2014 年 7 月 1 日、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下、「本閣議決定」という。）を行った。 集団的自衛権の行使容認は、わが国と密接な関係にある国が攻撃を受けたときに、わが国が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国に対する攻撃を自国に対するものとみなして、実力をもって侵害を阻止すること、すなわち、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の在り方を根本から変えるものである。 1 恒久平和主義の基本原則に反すること 本閣議決定が容認しようとする集団的自衛権の行使は、憲法第 9 条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。本閣議決定は「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。 日本が過去の侵略戦争への反省の下に徹底した恒久平和主義を堅持することは、日本の侵略により悲惨な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し、武力によらず紛争を解決し、平和な社会を創り上げる礎になるものである。	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		日本が集团的自衛権を行使すると、日本が他国間の戦争において中立国から、日本国憲法の禁止する交戦権の行使をする交戦国になるとともに、日本国内全ての自衛隊の基地や施設が軍事目標となり、軍事目標に対する攻撃に伴う民間への被害も生じうる。このように、本閣議決定等は、憲法前文の平和的生存権の保障及び第9条の恒久平和主義の基本原則に違反するものである。 2 立憲主義の基本理念に反すること 近代立憲主義は、憲法によって個人の自由・権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする、日本国憲法の基本理念である。この内容として重要なのが、国家権力の中でも暴走して個人の自由や権利を侵害する危険性の大きい実力組織（軍）の抑制である。日本国憲法は、憲法前文及び第9条によって実力組織が暴走しないための明確な歯止めを設けた。政府も、集团的自衛権の行使や海外における武力の行使は、国際法上保持はするが、憲法上許されないとの解釈を長年一貫して積み上げてきた。 このような憲法規範の内容を、憲法改正の手続もとらずに、一内閣の憲法解釈の変更や法律の制定・改正によって改変し、侵害することは、憲法を遵守すべき立場にある国務大臣や国会議員によってなしうることではない。しかも、その立法をしようとしている議会は、一票の格差に関して「違憲状態」ないし「違憲」なのであって、そのような不完全な議会によって、国の今後を左右するような、しかも国民の間でコンセンサスが形成されていない「集团的自衛権」の行使容認を行うことは、許されない。それは、国民の自由・生命・平和を、権力に縛りをつける憲法によって守ろうとする立憲主義に、真っ向から違反するものである。 3 国民主権の基本原則に反すること 日本国憲法改正は、第96条で、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票でその過半数の賛成を必要とすることを規定した。ここに、憲法制定・改正に関する国民主権の内容が定められているのである。したがって、本来憲法の改正をしなければできないことを、閣議決定や法律の制定・改正によって行おうとすることは、憲法第96条に違背し、国民主権を侵害するものとしても許されない。	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		第2 集団的自衛権行使容認について 1 集団的自衛権行使が憲法違反であることについて 本閣議決定は、「①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容され则认为すべきである」とした。 この集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために戦争をすることを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものである。憲法第9条第1項は、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定する。他国Aから、別の他国Bに対する武力攻撃が発生するという事態は、国際紛争に該当し、そこで日本が武力行使をすることは、憲法第9条第1項に違反する。 仮に自衛隊が「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」ではない場合に実力を行使する存在になると、その実力は憲法第9条第2項が保持を禁じている「戦力」であることを否定できない。また、自衛隊が国際法上集団的自衛権の行使となる実力行使をすると、それは憲法第9条第2項が否認している「交戦権」の行使となる。 憲法前文は、日本国民は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」としている。集団的自衛権の行使容認は、この決意に反するものである。 集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことである。本閣議決定は、従来の政府の解釈を変更するものであり、従来の政府解釈との論理的整合性もない。8月革命ならぬ、2014年7月革命でも起	
--	--	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		きたと説明するのか。そうでもしなければ説明できないほど、この解釈変更は違憲であるといわざるをえない。 政府は、従来、集団的自衛権に関して、これを「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義し、「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」(1981年5月29日政府答弁書)との解釈を一貫して貫いてきた。岸信介首相、中曽根康弘首相、鈴木善幸首相ら歴代の首相も、集団的自衛権の行使は憲法上許されない旨明言してきたのである。本閣議決定は、従来の政府解釈を変更するものであることは明らかである。 また、政府は、これまで「自衛権の発動」の3要件として、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、を示してきた(1954年4月6日衆議院内閣委員会内閣法制局長官答弁、1973年9月23日参議院本会議内閣総理大臣答弁等)。本閣議決定における新3要件は、従来の自衛権発動の3要件のうち、①を変更したことは明らかである。 さらに、重要なことは、新3要件を満たすとされる「自衛の措置」には、国連の集団安全保障措置(軍事的措置)への参加も排除されていないことである。これは、従来の政府の憲法解釈でも許されないものとして、明らかに否定されてきたところである(1994年6月8日衆議院予算委員会内閣法制局長官答弁等)。ところが、この点は、2014年7月14日に衆議院、同月15日に参議院の各予算委員会において行われた本閣議決定に関する国会集中審議(以下「国会集中審議」という。)での首相答弁等においても、新3要件が満たされる場合には集団安全保障への参加に制約はないことが明言されている。 我が国は、「自衛の措置」の名の下に、国連安保理決議により武力行使を行う多国籍軍と一緒に、相手国に対する武力の行使、すなわち戦闘を行うことになる。	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		2 新3要件の無限定性と危険性について 政府は、本閣議決定の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものと説明しているが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、限定性に欠けるものであって、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きい。 政府は、この要件について、本閣議決定原案の国民の権利が根底から覆される「おそれ」から「明白な危険」へと、与党協議の過程で改められた経緯を含め、武力の行使をごく限られた場合に限定したと謳い、国会集中審議で安倍首相は、これによって認められる集団的自衛権の行使は、世界各国で認められる国際法上の集団的自衛権とは異なるものであることを強調している。 また、国会集中審議では、この要件の趣旨として、他国への武力攻撃が発生し、「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」という説明がなされ（内閣法制局長官等の答弁）、また、「現実が発生した事態の個別・具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思・能力、事態の発生場所、その規模・態様・推移などの要素を総合的に考えて、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が蒙ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから、『新3要件』を満たすか否かを客観的、合理的に判断します」（内閣官房一問一答 21、国会集中審議の答弁も同様）と、判断要素が挙げられている。 しかし、本閣議決定の「我が国の存立が脅かされ」、「国民の権利が根底から覆される」、「明白な危険」があるかどうかは、抽象的な不確定概念であり、主観的な判断を許すものであって、極めて客観性に乏しい。 実際、国会集中審議等で明らかにされた、本閣議決定における集団的自衛権の行使事例は、極めて幅広いものである。 例えばホルムズ海峡に撒かれた機雷の除去について、安倍首相は国会集中審議において、同海峡は我が国が輸入する原油の8割が通過しており、同海峡を経由した石油供給が回復しなければ、我が国の国民生活に死活的な影響が生じ、我が国の存立が脅かされる事態が生じうるなどと述べ、内閣官房一問一答（問24・25・27）もその機雷除去の重要性を強調している。このように、「地球の裏側」で生じた武力攻撃による経済的影響であ	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		ても、「我が国の存立が脅かされる」として、自衛隊が出向いて、国際法上武力の行使とされ、相手国から攻撃の対象とされる機雷除去作業を行うというのである。 これまでの政府の憲法第9条の解釈においては、海外での武力の行使は行わないとの原則の下、自衛隊による実力の行使は、我が国を防衛するための受動的なものであり、原則として我が国の領土・領海・領空とその周辺の公海・公空に限られるとされてきた。 ところが、他国に対する武力攻撃に対する集団的自衛権の行使にあっては、最初から、日本が武力を行使する場所は日本の領域外である。 このように、本閣議決定は、海外における武力行使の禁止という憲法第9条の核心的内容を否定するものである。安倍首相は、従来からの「海外派兵は一般に許されない」という原則は変わらないと国会集中審議等で強調するが、上記のとおり、本閣議決定は、海外派兵が十分ありうることを示している。 また、国会集中審議における首相答弁によると、我が国の平和と安全を維持する上で日米同盟の存在、米軍の存在は死活的に重要だとして、集団的自衛権行使の対象になる。そうすると、米国自身が武力攻撃を受けた場合はもちろん、世界中に展開している米軍が武力攻撃の対象になった場合にも、日本は集団的自衛権を行使すべきことになる。その場合、米国からの支援要請を断ることが、時の政府にできるのかという困難な問題に直面する。 さらに、国会集中審議の中で安倍首相は、米国以外の国については相当制限されると答弁しているが、従前からの政府の説明ではフィリピン、オーストラリア、インド等も挙げられており、「密接」か否かの区別の基準は全く不明である。この点、政府想定問答（問14）でも、「個別具体的な状況に即して総合的に判断」とされているのみである。その国に対する武力攻撃が「我が国の存立を脅かす」等と判断される、ありとあらゆる国が「密接な関係」ありとされる可能性がある。 本閣議決定による集団的自衛権に基づく武力の行使のための自衛隊の出動についての国会承認は、現行の防衛出動に関する手続と同様に、「原則として事前に」とされ、事後承認もありうるとされている。包括的な事前承認という手法がとられる危	
--	--	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		険性もある。 客観的かつ明瞭な判断基準がないままでの、時の政府の判断ないし決断というのは、極めて危うい。いったん武力の行使がなされれば、武力の応酬、戦争へと突入することになる。事前に国会のチェックすら働かない事後承認の場合の危険性は、なおさらである。 第3 閣議決定に基づく国内法整備等の問題について 本閣議決定に基づき提出された、防衛省設置法、国家安全保障会議設置法、自衛隊法のほか、周辺事態法等の法案は、日本国憲法及び、それに反した違法な閣議決定に基づいて行われたものであって、「上位法は下位法に優先する」原則に基づき、違法である。 第4 結論 以上のとおり、本閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するものであり、これらによって、戦争しない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えてしまうものであり、日本国憲法の立憲主義の基本理念並びに憲法第9条の恒久平和主義及び国民主権の基本原則に違反し違憲であるので、これらに反対する旨の意見書を提出願いたい。 ▶陳情の要旨 以下の各項について、国に対して意見書を提出することを求める。 1 2014年7月1日に内閣が行った「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定は、集団的自衛権の行使を容認し、海外での自衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大するものであり、日本国憲法の立憲主義理念及び憲法第9条等の定める平和主義、国民主権の基本原則に違反し違憲であるので、これに強く反対し、その撤回を求めること。 2 上記閣議決定の後「安全保障関連法案」が国会審議をなされて、法案提出がなされているが、これも上記と同様に、日本国憲法に違反するものであり、施行しないこと。	
--	--	---	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

27 年－ 18 (27. 6. 5)	地域振興	集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」の今国会での成立に反対する意見書の提出について ▶陳情趣旨 今国会で、集団的自衛権行使を認める一連の法案の成立がはかられようとしている。それに対して、日本国憲法によって禁じられてきた武力行使に日本が大きく踏み出すのではないかと、国民の間に危惧が広がっている。 政府の「安全保障関連法案」では、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めようとしている。自衛隊の武器使用についても、「自己防護」（正当防衛）に限られていたものから大きく拡大されようとしている。これでは、自衛隊の任務の危険性が高まり、戦死者を出すことも懸念される。 また、「存立危機事態」と政府が判断すれば、集団的自衛権を発動する仕組みをつくろうとしている。そして「重要影響事態」と政府が判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を行おうとしている。さらに、「国際平和支援法」という名で、自衛隊海外派兵の恒久法をつくろうとしている。これでは、いつでも、どこでも、日本が戦争に参加する仕組みがつけられることになってしまう。 今年は、戦後 70 年の節目の年である。日本国憲法で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意」した国民として、日本が、戦争をする国へと歩もうとすることを認めることはできない。 直近の世論調査でも国民の 8 割が今国会で成立を急ぐべきでないと答えている。 以上の趣旨から、貴議会から国会に「安全保障関連法案」の今国会での成立に反対する意見書を提出していただきたい。 ▶陳情項目 集団的自衛権行使を具体化する「安全保障関連法案」の今国会での成立に反対する意見書を提出すること。	憲法改悪反対鳥取県共同センター
--------------------------------	-------------	--	------------------------

